

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社中央技術コンサルタンツ
代表者及び住所 東京都新宿区西新宿8-5-1
代表取締役 本田 俊昭
2. 指名停止措置期間 : 令和7年10月24日から令和7年12月23日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
その後、株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長が、公契約関係競売入札妨害の罪で逮捕・起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)